

土木部長

工事現場における熱中症対策・防寒対策費用の共通仮設費への計上の改定について（通知）

熱中症対策・防寒対策費用の共通仮設費への積上げ計上については、令和7年7月1日付け7技企第127677号により通知しておりましたが、下記のとおり内容を一部改定しましたので通知します。

なお、「工事現場における熱中症対策・防寒対策費用の共通仮設費への計上について（通知）」（令和7年7月1日付け7技企第127677号）は廃止します。

記

1 対象工事

土木工事標準積算基準書（共通編、河川編、道路編、電気通信編、機械編）及び公園緑地標準歩掛、港湾請負工事積算基準を適用し、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

2 実施方法

（1）発注者の対応（事前）

熱中症対策・防寒対策に関する共通仮設費の積上げ計上対象工事である旨を、特記仕様書に明示する。

（2）受注者の対応（事前）

現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策を実施する場合、施設・設備の種類、設置期間、概算費用等を打合せ簿に記載し、事前に工事監督員へ提出する。

（3）受注者の対応（実施時）

実施状況を撮影し、工事成果品として納品する。

（4）受注者の対応（精算変更時）

対策の実施後、実施内容及び金額が分かる根拠資料を添付した打合せ簿を提出する。

（5）発注者の対応（精算変更時）

受注者から提出された根拠資料に基づき算出した金額を、共通仮設費へ積上げ計上する。

3 費用の計上

（1）熱中症対策・防寒対策に関する費用は、変更設計にて計上する。

（2）主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用が積上げ計上の対象となる。ただし、現場環境改善費率分で計上される額の100%を上限とする。

（3）リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計

上する。

※積算価格＝月毎のリース料の価格×設置期間（月）×設置数量

- (4) 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。

※積算価格＝購入価格×設置期間（月）／（耐用年数（年）×12）×設置数量

- (5) 耐用年数については、積算時点における国税庁の減価償却資産の耐用年数表を参考に算定する。

- (6) 現場管理費に計上される「作業員個人の費用」と重複がないことを確認する必要がある。「作業員個人の費用」とは、主に作業員個人に対する熱中症対策・防寒対策費用であり、塩飴、経口補水液等の効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット、カイロ、ヒーターベスト等が該当する。なお、熱中症対策に資する「作業員個人の費用」は、令和5年5月15日付け5技企第37261号による現場管理費補正の加算額に含まれる。

4 留意事項

現場環境改善費の率分を計上しない工事であっても、「熱中症対策・防寒対策に関する費用」を単独で計上することができる。

5 適用時期

令和8年4月1日以降に公告する工事から適用する。

6 問合せ先

技術企画課 積算・市町支援グループ (TEL 087-832-3521)